慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	プレハーノフ著 西牟田久雄・直野敦訳 歴史における個人の役割
Sub Title	
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.4 (1956. 4) ,p.289(51)- 292(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19560401-0046
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560401-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新しい社會の內部に既に芽生えていた階級對立がかかる國家機構を必要としていた事をも指摘すべきではないか。ここに、次の「經費膨脹の傾向」へと續く一筋の糸を見出すべきではなかろうか。ところで、經費の諸分類法が列記されたあとに當然期待してよい著者獨自の經費分類は見出せなかつた。著者の意圖は、ニッティーの結論を援用しつつ、軍事費、植民地經營費、產業助長費、社會政策費、公債費の膨脹を帝國主義的發展と結びつけて解明すること（一〇三頁以下）によつて獨自の經費論を展開する所にあると思われるが、その場合においても、經費の意義が主として經濟的機能に還元され、國家權力の機能と目的とを實現するものとしての政治的意義が十分に評價されているとはいえない。

租稅論においては、まず資本主義國家の收入を分析して「租稅收入が壓倒的な地位を占めていること」（一四七頁）をたしかめ、現代國家を「租稅國家」（同上）と規定したのち、「近代的租稅制度の成立と發展」（一六六頁以下）のあとを見、「租稅國家」の確立の契機を「私有財產權の確立」と「所有と支配との分離」（一七一頁）に求める。つづいて各國における租稅原則論・租稅制度の發展を述べたのち、「租稅負擔の增大」（二〇六頁以下）の實態と意義が取上げられる。そして「このような租稅負擔の增大が、經費の膨脹の反面であり、したがつてまた資本主義の帝國主義への發展の一面であること」（二一〇頁）が明かであるとする。增大した租稅負擔はブルジョア的課稅原則、たとえば「公平」の原則を一片のほごにすぎぬものにしてしまい、勞働階級や中小生產者階級にシワ寄せされることになつてくる（二三七頁）。しかし、その際に、このような現實と、「どのような形で租稅を課そうとも、それは剩餘價値に歸着し、しかもそれは利潤率ならびに利子率の平均化の法則性に沿つた形で、剩餘價値の諸分配形態に配分される」という「純粹な形で」の「資本主義の運動法則」（二一七頁）との關連は、あまり明確ではない。だから、この現實の事態を說明するのに、「右のような典型的歸着運動は、（後進資本主義國、および帝國主義段階の諸國では）いちじるしくゆがめられた形をとらざるを得なくなつてくる」（二一七頁）という言葉となり、何故そうなるのかという問いに對しては、「增大する租稅を剩餘價値がもつぱら負擔するのであつては、……利潤率は急激に低下することになり、資本はその負擔にたええないことになるからだ」（二三七頁）とのみ云われるだけであつて、徵稅權力が階級的權力に他ならず、しかもそれは、帝國主義體制のもとにおいては、少數の獨占資本の利害と結びついており、支配と所有の分離はいよいよ一つの擬制にすぎぬものとなつてきたという事實、しかもそれが資本主義經濟の法則的發展そのものの必然的歸結であるという點が見失なわれているように思われる。

公債論においても、最初に公債の本質と制度、種類が解說され（二三九頁）、次に「公債の成立と發展」（二四九頁以下）に關する史的考察が展開される。公債がその萠芽的段階において封建社會存立の基盤をほりくずし、資本の原始的蓄積推進の有力なてこの役割を果した事を指摘（二五〇頁）したのち、近代的な公債としては、「公債發行の議會による承認と、租稅收入によるその元利支拂の保證と、金融市場の發達によるその流通性の發展という三要件がそなわつたときに成立した」（二五一頁）とされる。帝國主義段階に入るにつれて、經費規模の增大と稅負擔の過重が慢性化し、そこに戰爭や恐慌が加わつて、財政收支は不均衡を告げるに到り、その補塡と恐慌や戰爭による多額の費用が公債によつて調達されるようになつてきた。他方、獨占資本の擁する過剩資本處理の一つの道として、安全確實な投資の對象として公債が浮びあがつてきた（二六一頁）。公債發行はインフレーションをともなう事によつて、一方では金融資本の集積の程度をたかめ、他方では國民大衆をますます貧困化させてゆく。從つて資本主義の矛盾は、公債發行によつては解決せずにかえつて激化せざるを得ない（二七〇頁）と說かれている。しかし、公債の分析にあたつて、國際金融資本の最も强力な支配の手段としての外債の意義、或いは、第二次大戰後の「援助」の意義がほとんど顧みられていないという事を指摘しておきたい。

著者は、以上の全般的な檢討の上に立つて次のような結論に到達する。「今や財政は、危機に瀕する資本主義經濟、たん的にいえば金融資本に奉仕せしめられ、あらゆる面においてその大衆收奪機能の一環たる役割をになわせられるようになつてくる。しかもそのような性格が强くなればなるほど、增大する支出と停滯する收入との不均衡はひろがり、財政そのものが危機に瀕する。この危機を切り拔けるために公債政策やインフレーション政策がこころみられ、ついに戰爭すらが、この危機を切り拔ける有力な方策とみなされるにいたるのであるが、これらじたいがさらにこの危機を擴大深化せざるをえない。」（四〇頁）そして、著者は國家をリヴァイアサンにたとえて、「このリヴァイアサンが、そのあくなき貪欲をもつて、社會の富のますます多くを呑吐しようとすればするほど、經濟の論理のそれにたいする叛逆はとうぜん强まらざるをえない。それこそが財政の危機の本質なのであり、ここにわれわれは、その巨體を保持せんとするリヴァイアサンの苦惱をみなければならないのである。」（二九四頁）と結んでいる。

この結論についても、最初に述べたと同樣の疑問が出てくるし、更に、本書全體についていえることだが、資本主義の發展、從つてそのなかでの財政の發展が、社會的諸關係においてどのような對立物を必然的に形成して來たのか、そして、その矛盾の解決を著者自身がどのような方向に見出しておられるのかという事を問題として殘さざるをえないのである。（時潮社刊、四〇〇圓）（大島　通義）

プレハーノフ著
西牟田久雄・直野　敦譯

『歷史における個人の役割』

「それにまた、『偶然』がなんの役割もえんじないものとすれば、世界史はきわめて神秘的な性質のものとなるであろう。これらの偶然はいうまでもなく、發展の一般的な行程にはいつてくるものであり、さらに他の偶然によつておぎなわれる。發展の促進と遲滯とは、こうした『偶然』によつてはなはだしく左右されるもので、このなかには運動の先頭に立つ人々の性格の『偶然』もまたふくまれる。」（マルクス「クーゲルマンへの手紙」）

プレハーノフは周知の通り「ロシアにおけるマルクス主義者の父」

といわれる。最近譯されたこの「歴史における個人の役割」は一八九八年に發表した彼の歴史理論の勞作である。當時ロシアには〈批判的に思考する個人〉が歴史的進歩のにない手であると考え、ロシアにおける資本主義の發展とその進歩性を否定してかかつていたナロードニキ主義の理論が存在していた。プレハーノフはこのような理論に對して、マルクス主義の立場から批判を試みている。彼の批判的論文において特徴的なのは、自國のナロードニキ主義者は勿論、他國の學者の勞作をかなり驅使している點であろう。その内の著名なものをあげれば、スペンサー、ミハイロフスキー、ブリーストリ、フィヒテ、シュタムレル、ベリンスキー、ジンメル、カルヴィン、ランプレヒト、ラッサール、ピレンヌ、ギゾー、トックヴィル、モンテスキュー、ヘルダー、ボーマルシェ、サント・ブーヴ、カーライルといつたところである。まず彼は必然性と自由の問題に取り組む。興味深いことには、歴史における個人の役割を過度に強調する主觀主義者に對して、過去の歴史において宿命論が必ずしも意志の無力をもたらさず、かえつて精力的活動の「心理的に必要な基礎」になると指摘している。その例示としてカルヴィン等の新教徒の近代市民社會成立期における前向きの活動をあげている。ルターの「私はこう主張する。それ以外にはできないのだ」という「心理狀態」は意識に反映した必然であつて、そこでは自由の缺除が、自由のもつとも完全な表明である。即ち自由とは必然性の自覺である。即ち自らの行爲が、歴史上の「必然的な諸事件の連鎖における必要な一環」となつている場合にそのような自由と必然性の一致がおこると説く。必然性を自覺しているという限りで、彼は拘束されているが、彼は「必然性の手段として」役立とうと望み、望まざるを得ないという點で自由である。では歴史における必然性とは何か？彼はここでランプレヒトの歴史觀を批判の素材として提出する。「われわれは、偉大な歴史的變化をつくり出すことはできない。人は事物の自然の成行を尊重し、すでに熟したものを確保するだけにとどまらねばならない。」ここでは歴史の總體的な發展が問題であり、個人は歴史的發展のたんなる一手段とされる。十八世紀のすべてを個人の自覺活動に歸着させる歴史哲學に對し、これは歴史を合法則的な過程と見る新しい見解として生まれた。それは王政復古時代のフランスの歴史家によりフランス革命を對象としてうみだされた。しかしここではまだ歴史の發展と個人の役割、必然と偶然の關係は正しくとらえられていない。個人の役割は不當に過少に評價されている。サント・ブーヴはこのような傾向に反對してフランス革命の進行と歸結は革命を招きよせたもろもろの一段的原因によつて決定されると共に、革命がよびおこしたもろもろの情熱、さらに研究者の目にとまらぬ無數の小さな現象によつて決定されるといつている。即ちたとえば個人的な特徴の影響がそれであり、これを彼は偶然としてとらえている。しかしこのような個人の性格が社會の發展の要因であるのは社會的諸關係がそれを許すときだけに限られる。そしてこのような可能性は歴史の一段的發展にとつては一つの偶然性に門が開かれていることを意味する。その限りでサント・ブーヴのいうように歴史は決して偶然性を排除はしない。たとえばミラボーの死は革命の一般的進行にとつて偶然であつた。しかも彼の死は革命のその後の樣相に影響したといえる。しかしフランス革命の諸原因は社會的諸關係の性格のなかに存在した。それにより社會的要求が革命をよびおこした。しかもこの社會的諸關係の究極的原因は生産力の狀態に依存する。すなわち「人類の歴史的運動の究極のもつとも一般的な原因は、生産力の發展であり、人間の社會的諸關係における繼續的變化はこれによつて制約されている。」英雄か偉大な人物とはそのような社會的諸關係のそれ以前の發展によつてうみだされた新しい社會的要求に役立つ故に偉大なのである。歴史のこの一般的發展を法則＝必然性としてとらえ、偶然性はその補足物であるとする。それ故に歴史の諸事件は個性的であり得るのである。

彼は更に第二論文「歴史の唯物論的理解について」においてもとくにイデオロギー問題をとりあげ鋭い分析をしている。特にデカルトの哲學と當時のフランスの關係を扱つている部分は注目すべきであろう。

大體プレハーノフの基本的な思想は以上の通りである。彼の批判は機械的な、固定的な必然と偶然の理解、偏つた歴史の發展と個人の役割についての評價にむけられた。その批判の基礎は辨證法的な決定論である。ことにその豐富な例示は、この論文に説得力を加えている。同時に彼の不充分さは指摘されなければならない。それは抽象による論理の形成において明白にあらわれる。具體的な現象を分析することにより（多くの例示によつて）批判することは正しい。しかし他方でその分析の基準＝論理をより明確にしないと、批判としては不充分となるであろう。たとえば次の言葉はきわめて簡潔な、論理力にあふれた批判である。「人間の行爲の必然性を確定し、意志の自由にかんするくだらない作り話を排斥する決定論の思想は、理性をも、人間の良心をも、人間の活動の評價をも、いささかも抹殺するものではない。まさにその反對である。決定論的見解のもとではじめて嚴密な正しい評價が可能となり、ありとあらゆるものを自由意志のせいに歸着させることがなくなる。同樣に歴史的必然性の概念も、また歴史における個人の役割をいささかもそこなうものではない。全歴史は疑いもなく行爲者であるところの諸個人の活動から成りたつている。個人の社會的活動を評價するさいに生じる現實的問題は、どのような條件のもとで、この活動に成功が保證されるか、また、この活動が相對立する諸行爲の大海に沈没してしまう孤立的な行爲にとどまらないための保證は、どこにあるか、ということである。」（レーニン「人民の友」とはなにか）プレハーノフの不充分さは歴史における偶然の問題を哲學との關連において徹底的には問題としていない點にある。したがつて歴史の法則性もはつきりとうきぼりにされてこない傾向がある。歴史は個別的な人間の、また人間集團の行動を通じてのみ、自己を實現して行くのである。マルクスは、その事實を無視した場合に世界史は神秘化されるといつている。しかし、この諸個人、諸集團の個別的な行動はその諸個人の主觀をこえた歴史の發展の一般的傾向により規定され、さらにそれを客觀的に形成して行くのである。そこで偶然性は生き、克服されるのである。しかもそれは諸個人の主觀をこえた歴史の必然性が自己を實現して行く過程である故に、あるものが立ち、あるものがたおれるまで一定の歴史的な目標に向い主體的な行動にでるのである。歴史の法則が客觀的であることと、人間が歴史を創造して行くものだということは矛盾しない。主體的な行動に諸個人、諸

集團をかりたたせるものは何であろうか。直接的にはそれはその諸個人、諸集團の主體的な條件とそこからうまれる必要 Not であろう。ルターが「こうせざるを得ない」とウォルムスの帝國議會で叫んだときには彼は宗教改革の客觀的な成果をしっていたわけではない。それは内側からの「絶對に命令者的な必要」（マルクス「神聖家族」）でそう叫んだのである。石母田正氏は「歴史敍述と歴史科學」（理論二六・七號）の中で次のようにいわれる。「外部からの强制でなくて、内からの要求として、いいかえればその人間の缺乏・必要・辛苦・憂慮・切迫としてそうせざるを得ないものとしてあらわれる……すなわち、必然性の主體的な實踐的あり方が『必要』であり、この『必要』に媒介されて、必然性は人間の行動のなかに、歴史の形成のなかに貫徹して行くのである。」この直接的な契機である必要はさらにその時代のもつ客觀的歴史的な矛盾によってその内容を規定される。危險はこのような抽象による法則の把握が（現象から、本質を抽出すること）單なる公式主義におちいるところにある。より嚴密な論理をもつことが、より生き生きとした歴史敍述を創造しないとすれば「理論を任意の歴史時代に適用するのは、簡易な一次方程式を解くよりもずっと容易」（エンゲルス）となる。しかもルターの場合のような思想史等の領域では、一方においてその時代の纖密な具體的諸條件とその法則の究明と共に、他方において思想的な性格をおびた「必要」を具體的に研究することがきわめて大切である。その點でたとえばウェーバーの豐富な思想史的分析には學ぶべきものが多い。

エンゲルスも次のようにいっている。「吾々がいま研究している領域が經濟的なものから離れて、純粋に抽象的なイデオロギー的なものに近づけば近づくほど、吾々はますますその發展のうちに偶然的なものでてくるのを見出すようになりその曲線はますます紆餘曲折するようになる。しかしこの曲線の平均軸を圖に描くならば、諸君は觀察された時代がながく、とりあつかわれた地域が大きければ大きいほど、この軸がますます經濟的發展の軸に平行にはしることを見出すであろう。」（「シュタルケンブルグ宛の手紙」）

ただしウェーバーの弱點は問題の視點が、明確な歴史の論理にたつものでないことにある。プレハーノフはウェーバーを直接批判はしていない。しかし歴史の動力として諸要因を見出し、何が歴史を形成して行くかについては不明確な態度をのこすミハイロフスキーを批判している。思想史、學說史、文學史の樣な領域で、さらに正しい歴史理論の上に立った、しかも具體的な諸研究がのぞまれる。その意味でこの本をふくめて未來社で今度出した社會科學ゼミナールのものはピレンヌ、ウェーバー、ルカーチ、セリグマン、トレルチ、コスミンスキー等讀んで役立つものが多い。（未來社刊、一七〇圓）

（寺尾　誠）

ハーサナイイ

『基數的厚生・個人主義的倫理・效用のインタパースナルな比較』

J. C. Harsanyi: Cardinal Welfare, Individualistic Ethics and interpersonal Comparisons of Utility. "The Journal of Political Economy," Aug. 1955.

ピグーを頂點として代表されるナイーブな厚生概念は、ロビンスらの批判に耐え得るものでないことは明かであるが、それではそれに代り得るものとして何が考えられるか。ヒックス、カルドアの補償說や、バーグソン、サミュエルソンの社會厚生函數の試みはこの課題に答えんとするものであった。しかし效用の基數性については否定的である。ハーサナイイはこの點から厚生概念を再考しようとするものである。勿論このことはロバートソンが固執するように（本誌四十九卷三號參照）基數的效用が直觀的・自明に存在するというのではない。ハーサナイイは既に The Journal of Political Economy. Oct., 1958. に "Cardinal Utility in Welfare Economics and in the Theory of Risk-Taking" と題する論文を發表し、厚生經濟學における基數的效用と危險を含む選擇理論における基數的效用との間に同一原理があると斷定した。ここに紹介する論文はこの考えの上に立つものである。

さてハーサナイイは、まずフレミング規準（A Cardinal Concept of Welfare. "The Quarterly Journal of Economics." Aug., 1952.）を檢討することから始める。フレミング規準とは次のようなものである。

公準A　社會的見地から、もし狀態Xが狀態Yより選好されるなら、YはXより選好されない。

公準B　社會的見地から、XがYより選好されYが狀態Zより選好されるなら、XはYより選好される。

公準C　社會的見地から、XもYも他より選好されないなら、そしてYもZも他より選好されないなら、XとZの何れも他より選好されない。

右の三つの公準は序列づけのために必要な條件である。

公準D　個人 i がYよりXを選好し、他の個人は誰もXよりYを選好しないなら、Xは社會的見地からYより選好される。

この公準は「一般に受け入れられる」價値判斷を表わし、もし二個人の選好が衝突する時は、他の個人の選好が無影響であるなら、社會的選好は、當該二個人各々の選好について社會的重要性（それ自身の價値）を比較すればよいということである。

公準E　(1)少くとも三個人がいる。(2) i 個人はXとX′間及びYとY′間に無差別であるが、XとX′をYとY′よりは選好する。更に i 個人はX・X′間及びY・Y′間に無差別であるが、X・X′よりY・Y′を選好する。他のすべての人はX・Y間及びX′・Y′間に無差別である。この時社會的選好は彼らがX′とY′間にすると同じくXとY間になされる。すなわち社會的見地からXがYより選好されればX′はY′より選好されるし、もしXとYとが社會的見地から無差別なら同じ